



<論説>江戸時代における貨幣品位論：  
山片蟠桃と草間直方

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00001954">https://doi.org/10.24729/00001954</a>

# 江戸時代における貨幣品位論

—山片蟠桃と草間直方—

藤井 定 義

## 一、まえがき

江戸時代、貨幣の品位について論じられるようになったのは、幕府が慶長六年（一六〇一）に幣制を確立して以来、九五年ほど過ぎた元禄八年（一六九五）以降である。この元禄八年に至り、幕府は当時まで流通していた慶長金銀の改鑄（悪鑄）を行い、そしてその結果、貨幣流通から生じてきた新しい経済問題、ことに物価騰貴という新現象に社会が直面した。そこで貨幣改鑄と物価とを関連させて、思考せざるをえなくなってきたからである。

ところが幕府は、当初金銀貨幣の質を悪化させた結果を見通すことはできなかった。なぜ出来なかったかといえ、それは貨幣の品位についてあまり重要視していなかったからである。たとえば当時この貨幣改鑄の最大の推進者であった勘定奉行荻原重秀の「官の行ふ所、瓦石と雖も通行すべし、況んやまじるに銀鉛をもってするも猶紙札にまされり」などの思想をはじめ、改鑄時の一連の触などをみれば明瞭である。また現実にある

藩ではすでに藩札を発行しており、これが額面どおりに通用する。したがって改鑄した悪貨といえども金は金である。額面どおりに通用しないはずはないという思想もあった。

それでは何故改鑄して物価が上昇したのであるうか。ここに問題が二つある。その一つは貨幣を改鑄して、品位を落としたから物価が上がったのか、いわゆる品位によるのか、それとも貨幣の数量が増加したために騰貴したのかすなわち数量にあるか、ということである。しかし当初においては、ほとんど後者の数量説が述べられていたようである。この数量説の代表論者は新井白石（一六五七—一七二五）と荻生徂徠（一六六一—七二八）であった。そして後述するようになれば品位説は全く両替商のごときものいうことでありとして、重視していなかった。この両者の説はすでに、故本庄栄治郎・故野村兼太郎<sup>(1)</sup>両教授が指摘されているところである。

そこで本稿は、時代は降るがとくにこの両替商が云々する貨幣品位思想を、大阪の両替商であり、また町人学者であった山片蟠桃（一七四八—一八二一）と草間直方（一七五三—一八三一）にとつて、ことにこの二人の両替商が、元禄八年の改鑄についてどのように品位を考えていたかということについて論ずることとした。まず行論の順序として、両教授の白石と徂徠の数量説を中心にみていくことにする。

(1) 本庄栄治郎著「本庄栄治郎著作集」第二卷

(2) 野村兼太郎著「徳川時代の経済思想」

## 二、新井白石・荻生徂徠の貨幣数量説

貨幣に関する議論がさかんになったのは、元禄八年以降である理由はすでに述べたが、とくに貨幣と物価に

ついでに思想は、何んといつても正徳三年（一七一一）に著わした新井白石の『白石建議』が代表的である。以下まず白石の説を述べることにする。

当時すでに物価騰貴の原因は貨幣の品位の劣悪にあったと考えられていたが、そのようなときにあたり白石は、

「金銀の品善悪を論じ候事など、武家に於て一向に其沙汰なき事にて、此事申出し候ものは両替仕る者共、金銀の品に次第をたて、両替の事につきて其利をもとめ候はんための奸計にて候を、商人共も其説にまどひ候て、終に天下の難儀とは罷成候き」<sup>(1)</sup>

と述べているように、貨幣の品位については、武家においては全く頓着せず、品位についてかれこれいうものは両替商であり、ことに貨幣に品位を考えることは、かれらの利の追求のためであり、そのため社会が難儀しているというのである。それではなぜ物価が騰貴したかといえ、

「近世以来天下の財用通じ行はれ難く、万物の価年々に高くなり来り、公私の難儀に及び候事、世の人論じ申す所、皆く金銀の品下り候故により候由申沙汰し候。近世に及び金銀の法頻に變じ候事に於ては、古今の間いまだ承及び候はぬ大變に候へば、世の人申沙汰候所異論有べからざる事には候。（中略）もし某が愚存を以て其理を細かに論じ候はんには、世の人申沙汰し候所は、たゞ其一つを知りて其二つを知らずとも申すべく候歟。其故は当時天下の財用通じ行はれ難く候て、万物の価高くなり来り候事、天下の商賈其言を金銀の品下り候に仮り候て、其利を競争ひ候により候へども、眞実は世に通じ行はれ候金銀の数、そのむかしよりは倍々し候て多くなり来り候故にて候。然れども凡そ天地の間に生じ出候ほどの物、其品貴きものは必ず其数少く、其数少く候故に其価も高く、其品賤きものは必ず其数多く、其数多く候故に其価もやすく

候事相定りたる事に候へば、当時の金銀其品下り其価軽くなり候故に、これを以て換候所の万物の価は重くなり候と申候はんも、又当時の金銀其数多く其価軽くなり候故に、これを以て換候所の万物の価も重くなり候と申候はんも、其の申す所はかはり候へども、其理においてはかはるべからずとも申すべく候へども、異朝歴代の間、論じ候事共を併せ考候に、古の善く国を治め候人は、物の貴賤と貨の軽重を觀候事候て、其政を施行はれ候き。凡そ物の価重く候事は貨の価軽きにより候て、貨の価軽くなり候事は其数多きが故に候へば、法を以て其貨を収めて其数を減じ、又物の価軽く候事は貨の価重きにより候て、貨の価重くなり候事は其数少きが故に候へば、法を以て其貨を出して其数を増し、貨と物とに軽重なきごとくに其価を平かにし候時は、天下の財用ゆたかに通じ行はれ候由相見え候。(中略)もし此説に拠り候はゞ、当時万物の価の重くなり候事、金銀の数多く候て其価軽くなり候故により候事、疑ふべからざる事にて候」<sup>(2)</sup>

というのである。物価の上昇は「眞実は世に通じ行はれ候金銀の数、そのむかしよりは倍々し候て多くなり来り候故にて候」にあり、そのため「万物の価の重くなり候事、金銀の数多く候て其価軽くなり候故により候事、疑ふべからざる事にて候」と結論する。したがってこの物価を抑制するためには「凡そ物の価重く候事は貨の価軽きにより候て、貨の価軽くなり候事は其数多きが故に候へば、法を以て其貨を収めて其数を減じ」ることであるというのである。数量の増減により物価は調節できるものであり、品位とは重大な関係はないという。また他方では元禄以降の改鑄により貨幣と物価との関係が崩れたのは、悪貨そのものではなく、慶長金銀に含まれている金や銀の比率と、元禄金銀のそれとの割合が変更されたために流通が阻塞され、物価に変動が生じたともいう。ちなみに元禄小判は慶長小判より一・五倍、元禄丁銀は慶長のそれとは一・二五倍、元禄大判は一・三倍それぞれ品位を落としている。

江戸時代を通じて金銀比価は大体金一に對して銀五ないし六である。この比価については、もちろん「金銀の事を論じ候には、自ら其品の高下ある所を覚悟すべき事に候。況や又万物の価は金と銀とを以て易候所につきて相定る事に候上は、金銀の品相みだれ候に就ては、万物の価も平かなるべからざる事、これ又あやしむに足らず<sup>(3)</sup>」といっているから認めている。しかし貨幣それぞれの品位については「たとひ其品下り候とも、當時におゐて其法を改定られ、天下に通行すべき由御沙汰候上は、六十六州の人誰かは其法に違ひ背く事の候べきや<sup>(4)</sup>」と述べて、品位が下がってもやはり権力によって流通できるものであると信じている。しかし白石も「天下の利権は、兩替の者共の掌の中に落候て、天下の大法といえども<sup>(5)</sup>」行われていないという。ということは幕府が十兩と定めても、品位が悪くなれば五兩にしか通用しないということである。それ故にかれは金の品位を改良すべしとはいわない。思うにこの言葉には品位について白石は全く知らなかったというよりは、物価は悪貨を基準として表示され、従つて騰貴せざるをえなかったことを示唆している。ことにかれは復古思想を現わすといわれる慶長金銀へ復歸して、世上の難儀を除去すべしという説の案外、本音はここにあったかもしれない。というのは遂に白石の提唱により、正徳四年には慶長金銀と全く同じ品位の貨幣を鑄造することになるからである。

次に荻生徂徠の『政談』に述べられた説に入る。かれは「諸色高直になる子細は、元禄の時金銀に歩を入れて、金銀の位悪く成故に高直に成るにも非ず、亦金銀の員数ふへたる故に、高直に成たるにも非ず<sup>(6)</sup>」というように、品位および金銀貨の増加したために物価が上ったのではないという。かれは錢を問題にする。品位については、「総じて金銀を金付石にて試て、位の善など云は、兩替屋杯の云ことにて、大に愚なること也。其子細は元禄に金銀に歩を入れて、金の性悪けれども、錢の直段左迄替ねば、慶長も金の位替ること無し。当時元禄

金銀を吹抜て、性は美く成たれども、錢の直段元禄と替ねば、是亦元禄と全く位替ぬ也。位替ねば一兩はやはり一兩也、一兩を二兩にも使はれず。されば性能成たる詮はなし。元禄の金銀を吹き直さず、性の悪き儘にして、世界の金銀を半分より内に減じたと全く同意也。されば世界困窮したるはずのこと也。今錢を夥くふき出して、一兩に七八貫文にしたらば、金銀の員数半分に減じたれども、位一倍よく成る故、元禄の金銀をやはり吹直さず<sup>(7)</sup>に置いて、金銀の員数如<sup>(7)</sup>元成と全く同意成べし<sup>(7)</sup>」

というように、金銀の品位は両替商のいうところで問題ではないという。これは白石も同様であった。しかしでは白石のように金銀数量説をとるかというところではないのである。むしろ錢と物価との関係を重視している。物価高騰を、錢の増鑄をもって収束させようとする。すなわち金銀と錢との交換比率に求めたのである。

「金銀の誠の位と云物は、錢高く成ば位下りて、金銀の威光働少く、錢安く成ば位上りて、金銀の威光働強なる事にて、金銀の性の美は何の詮も無事也<sup>(8)</sup>」

といい、「当時如何様のことをして、世界をば賑すべきと工夫するに、錢を鑄るに若は無し<sup>(9)</sup>」と述べて、錢の増鑄によって金銀と錢との比価を高くしたならば、金銀の品位の下落は、錢の数量増加によって償われるものであるという。

以上徂徠の説は錢を中心とするのであるが、もし錢を實際に多く鑄たならば当然物価は上昇する。ただ金に対する錢の価値は下落するし、金は錢に対する支配力は増すが、はたして実質的に利益があがるのであろうか。ともかく先述の白石とともに貨幣と物価の関係は数量説を認めているようである。この点では両者は一致している。しかし徂徠の経済思想の中心は社会組織の変改すなわち制度をたてなおすことと、旅宿の境界を止めることにあることを一言しておく。ここでは品位説の否なることを論じ、数量説を論じたということを示してお

く程度に止めておくことにする。

- (1) 「白石建議」一(『日本経済大典』第四卷、八一頁)
- (2) 同右、四(同右、一二六―一二七頁)
- (3) 同右、七(同右、一九九頁)
- (4) 同右(同右、二〇一頁)
- (5) 同右(同右)
- (6) 「政談」卷二(『日本経済大典』第九卷、七九頁)
- (7) 同右(同右、七九―八〇頁)
- (8) 同右(同右、八〇頁)
- (9) 同右(同右、七九頁)

### 三、山片蟠桃の貨幣品位論

山片蟠桃の貨幣品位論は、かれの著『夢之代』卷之五に述べられている。かれは貨幣を論ずるにあたり慶長の古金銀を基本にしている。その古金銀とはすなわち「慶長中佐渡・但馬・石見等の国々より金銀を出して、大きに栄たる故に大に行はれて、大判小判一步二銖丁銀豆板小粒の吹立ありて天下に通用す」<sup>(1)</sup>を指し、基本においているわけは「此金銀(慶長金銀のこと)注引用者)吹立られしよりのち今に至りて吹かへなくば、万代不易の定法となりて、万民静謐」というところから伺われる。ところが元禄八年に至り、金銀の改鑄が始まった。この行われた理由についてかれは「奢侈甚だしく国用弁ぜず」<sup>(2)</sup>ためと<sup>(1)</sup>っているが、さらに「執事家及諸吏の私もあるにや」と言葉<sup>(2)</sup>を混して論じているが、当時の為政者と金銀座の画策のあったことを物語っている。この改鑄のため万民の生活は苦しくなり、大騒動となった。そしてこれから後宝永に至って、二ツ宝・永ノ字



銀・三ツ宝・四ツ宝銀など次々と悪貨が鑄造され、品位を落としていった。しかし幕府はこの悪貨を慶長の古銀と同様に通用させ、国用を足すつもりであったが、民はこれに服さず「つひに其位によりて引替の法」<sup>(3)</sup>が定まったという。貨幣は品位により流通するものであることを実証している。品位品位というのは、本当に両替商のみのいうことであつたらうか。

かれは品位について次のように論ずる。慶長金銀は従来不統一であつた貨幣の品位を一定にしたのでこれは、「天下万民の良法なれば、此上の美事あるべからず」と幣制の全国统一をほめたたえるのである。しかるが故にこの幣制を守るべきであるのに、前述したように「元禄・宝永の間は上奢らせられ、権家の加増、寺社の造営にて、御蔵の不足となりたるゆえに、此急を救はんが為、悪金銀を吹立て良金銀と引かへ、且つ其ついでに私を営まんとす」と。ここでも悪鑄理由を述べ、改鑄により品位を落としていって、「権家及其ことにかゝはる金銀諸座諸職人商賈の利を射」たのであるという。しかしかれらの思うようには進展せず、ここにおいて実質価値の異なる貨幣を名目価値で流通させて、貨幣経済を行うことはできないことを蟠桃は述べている。すなわち品位説を導入して論ずるのである。「天下の人情は活物なり、其位劣りて其価同じかるべからず、故に慶長の古銀百目を以て、永銀銀目に替へず、況や三ツ宝四ツ宝をや」<sup>(4)</sup>と述べる。さらに諸物価についても、「古銀にて二十目すれば、永にて三十目、二ツ宝にて四十目、三ツ宝にて五十目、四ツ宝にて八十目となれば、つひには其利何方にかある、物の価はかゝる拍子に、其割合甚しくなるは亦勢也、たとへば価百目のもの、文銀にて百六十目となるはあたりまへなるに、其拍子に二百目となる、すべて此類也」<sup>(5)</sup>と、貨幣には社会的に流通する一種の法則のあること示している。品位尊重思想を現わしている。

またかれは紙幣と貨幣の品位の関係は、次のように思考している。

「当世国々には、願によりてこれ（金札・銀札のこと）注引用者）を免許せらると雖、公儀において有ことなし、元禄・宝永・正徳の間、だん／＼其位下りたるは、公においてはすでに金銀札にても行はるなり、況や正金銀なれば、少し位劣りたりとも紙札よりは勝れりとの御心ありて行はせらるゝなれども、紙上なれば却て行はるべし、なまじひに金銀故に行はれず」と。そして

「物価貴くなりて金銀の位にて平均すれば、其初て出させらるゝときは、目前に利ありと云ども、つひには融通して、物価引上れば、引替の時の民の損となるのみ」<sup>(6)</sup>という結果を生じ、そこで民は、

「故に又もや吹替あらんかと、民の心を安んずる間なくて、只金銀を所持せず、諸品を買持たんとす、故に米穀なしと、其外諸品の価引上り、金銀はます／＼下るは自然の勢なり」<sup>(7)</sup>と。いわゆるインフレ傾向を認めて「しかれば金銀の吹替ほど世の騒動はあるまじ」と極論するのである。つまり貨幣流通上いかに品位を問題視し、重視しているかということがここに現われている。この品位と物価について、かれはさらに次のようにも述べている。

「抑元禄八年に初て吹かへ有しより、十二年を経て宝永三年に至り、二ツ宝銀出る、同七年に永の字の銀出る、又三ツ宝銀出る、又乾ノ字金出る、正徳元年に四ツ宝銀出る、これ其位至りてあしく、銀の下品こゝに極る、これにより天下の困窮甚しく、米価及諸物の価跳躍して貴くなる、たとへば米一石の価五十目なりしに、其銀を新銀五十目に引替られて、新銀を以て米を買ときは五斗となる、悲むべきにあらずや、銀直にて極りたるものは百目の定目ゆゑ、百目渡さんとすれば取方聞入れず、強きものは利を得、弱きものは利を

失ふ、公よりもこのことを制しかねらる、故に諸物の価躍貴せざることを得ざるなり<sup>(8)</sup>」  
 以上は貨幣の品位がいかに物価に影響を及ぼすかを示したものである。

さらに興味を引くのは、悪鑄して一度物価が高騰すれば、たとえその悪貨を改鑄して、再びもとの良貨に戻したところで、物価はもとのごとくになるものではないと述べていることである。すなわち

「正徳四年に至りて、慶長の古金銀に復し玉ふ、享保に至て弥堅く此法を用ひられたり、是恐ながら明君上に出させ玉ひ、万民の歎きを御明察ありて、斯の如く急を周ひ玉ふものなり、しかるにすべて物を変化すること一度変ずるときは古へにかへらず、物価躍貴したるときに銀の位古への四増倍に戻るとも、物の価は元禄以前の古にかへらず、人心自然と金銀を賤しむ、沢山に思ふて百目のもの二十五目とならずして、凡五十目とす、奴僕の給は八十目を二十目にもならず、三四五十目となれば元禄以前にもどらずして、又時に合ざるやうになりたり、<sup>(9)</sup>（中略）すべて金銀の位動くたびに諸物の価高くなりて、元へ復せざることは勢の自然なり」<sup>(9)</sup>

すでに述べたように、白石・徂徠をはじめ為政者側は、初期の改鑄においては貨幣の品位は重視せず、実質価値が異なり、名目価値の同一な貨幣を同時に流通させ、同価値で交換したが、その意の如くならず、これに対し蟠桃は「享保には位上り元文には位下ると云とも、皆引替の法あれば損益なくして、金銀座の雜用引替の賃費のみ、其こと次にしるす<sup>(10)</sup>」（傍点引用者）としているように、為政者もその品位を認めて、それにしたがって交換するべく次のような令を発したのであるという。

「享保三年戊閏十月ノ令

新銀一貫目 乃慶長ノ古銀ナリ 元禄銀 一貫二百五十目

永中銀 二貫目

二宝銀 一貫六百目

三宝銀 二貫五百目

四宝銀 四貫目

已上

新金百兩ニ 乾ノ字金二百兩 乃元禄ノ金ナリ

元文元年辰五月令 新銀

灰吹銀一貫目 新文字銀一貫四百目

元禄銀一貫目 同八百九十六文目

二宝銀一貫目 同七百目

永中銀一貫目 同五百六十目

三宝銀一貫目 同四百四十八文目

四宝銀一貫目 同二百八十目

南鐐銀一貫目 同一貫五百五十目

已上此外に引替の歩あり

古金百兩に 文字金百四十兩

已上

要するに幕府側も貨幣の品位を認めざるを得ず、良貨と悪貨の交換比を示すことになったのである。貨幣経済下における貨幣の品位の良し悪しはもちろん、それと物価との関係もまた重大な影響をもたらすものであることを論じたものである。

- (1) 「夢之代」巻之五(『日本経済大典』第三七巻、三〇五頁)
- (2) 同右(同右)
- (3) 同右(同右、三〇六頁)
- (4) 同右(同右)
- (5) 同右(同右、三〇六―三〇七頁)
- (6) 同右(同右、三〇七頁)
- (7) 同右(同右、三〇七―三〇八頁)
- (8) 同右(同右、三〇八―三〇九頁)
- (9) 同右(同右、三〇九―三一〇頁)
- (10) 同右(同右、三一―三一二頁)

#### 四、草間直方の貨幣品位論

草間直方の貨幣品位論は、かれが寛政五、六年(一七九三、四)ころから文政一二年(一八二九)にかけて著述した『三貨図彙』において披瀝されている。以下この図彙の構成にしたがって、元禄金銀と銭との交換から品位論をみていくことにする。まず金銀と銭の交換比をみると、直方は元来、

「文禄の初年、武蔵小判を吹かれ、慶長五六年のころ、慶長金を吹かれ、此のとき金一両を以て、永楽精  
 錢一貫文に当て交易す、金一両は大抵銀六十目にあたる。但シ柳營秘鑑ニ、十然かれれば銀十五匁に精錢二百五十  
 二兩替の凡積トアリ

文、其の後慶長十三年の頃より、追々精鑿兩錢の撰嫌を停止せられ、元和年より寛永二年に至り、慶長金一兩を以て錢四貫文に定められ、金一步に錢一貫文、則ち代銀十五匁なり、其後寛永十三年、今の寛永通宝を鑄られ、悪錢取交遣ふことは嚴敷停止せられ、永樂を始め古精錢は構ひなく取り交通用せらる、此の時も旧例の如く、金一兩を以て錢四貫文に当らる<sup>(1)</sup>というように、金一兩は銀六十目、錢四貫文が相当されていたという。そして

「元禄八年、元禄金銀を吹かる、此時も金一兩を代銀六十目と立てられ、金一兩に錢四貫文の定めなり、然れば錢一貫文代銀十五匁なり」

と定められたが、ところが

「其の頃より世上金銀不融通に相なり、(中略)錢にての交易多し、依て錢相庭次第に高直に相なり、元禄十三年の頃は、金一兩代銀六十目前後<sup>慶長・元禄の金なり</sup>、錢三貫五百文より二百文位にて、追々錢の位貴とく、上み方は一貫文に付き十七匁余、十八匁位なり、銀も亦払底なり、(中略)其後寛永三年より正徳元年まで、四度増吹の銀出づるといへどもことごとく位劣れり、市民銀を土芥の如く賤しみ、錢を貴み錢にての交易多し、依て宝永銀にては錢一貫文、代二十四五匁なり、其後正徳四年、又新金銀を吹かる、<sup>今の古金銀に</sup>此金銀慶長の古製に復せられ、良金銀にて市民帰服すれども、其頃吹方容易に出来難し、依<sup>て慶長に同じ</sup>之古金銀(中略)取交通用ありて、金銀多品に付紛はし<sup>(2)</sup>」

と。当時の金銀と錢との交換状況を述べている。これは元禄八年の金銀の悪鑄に対して、錢の品位は変らなかつたので、錢の相場が上がったということである。そして正徳四年に至り古金銀の品位に復したのもこのようになつたが、この金銀の吹方が思うように進まなかつたので、新旧兩貨幣が同時に流通したから、金銀の品

位の相違したものが一般に通用したので紛らわしくなったという。明らかに金銀対銭の品位を思考して論述している。

次に荻生徂徠の「銭をおびただしく鑄るにしくはなし」という数量説に対する直方の批判をみることにしたい。直方は徂徠のこの思想は享保十年頃に述べたものであるという。たしかにこれは政談に記しているから間違いない。そしてかれは、徂徠は、

「此時代（享保十年頃）注引用者）世界人数増たる上、銭甚だ少し、依之相庭貴く、既に一貫文二十三四匁位なり、諸色は左程高直には無之、然れども下々銭の廻り、少しく困究なり、働きも取べき料は、前々の通なるべきを、銭高直故、価を自ら少く渡すは、銭乏き故也、夫れ故本文にも銭を多く鑄れば、世上銭の廻りよく賑ふべしとの考へなり、金銀吹き改りて、性はよく成ても、全体銭少なき故、やはり下々は難儀なり、されば金銀の位よく成りても、何の詮もなしと云ふの義なり、其の時代に引き合せて是れを見れば至極の理なり」<sup>(3)</sup>

と、一応もつともらしく申しているが、実はそうではないと否定する。すなわち

「されども金銀銭の増すはよけれども、性のよきは何の詮もなしとは云ひ難し、同じくは性能くして増したきものなり、此の時右に云ふ如く、下々困究の時節故、中々其の頓着に不<sub>レ</sub>及、先性は悪くとも、銭を余計鑄出さんとの趣を以て書るにや、夫れはともあれ金銀は本邦も異国も重んずる所の宝貨なれば、次第に増すは美目なれども、其性の悪きを厭はず鑄出さんは、甚だ其の意を得ず、性のよきはいらざると云ふよりして、いかさま一文はいつにても一文と思ふ故、土にても紙にても上みより宝なりと云へば、何国までも貴み用ゆる故、其の性又文字にも拘はらざる時は、甚だ賤く相成り、異国に渡りても、後世本邦の耻を残すこと

口惜きことなり」(4) (傍点引用者)

という。やはり品位を問題にして、「性のよきは何の詮もなしとは云ひ難し、同じくは性能くして増したきものなり」と、品位を重視していることは明らかである。したがって「金銀位悪しくすれば民服せず、兎角位の悪しきは、偽作の罪人も自から出で来、依之民また疑惑して服せず、元禄に吹き替有りてさへ市中かまびすし、まして宝永の四品の銀など、後世に及んで人口に残る」ということになる(5)。

次に品位と物価についてみよう。直方は次のように論ずる。元禄の改鑄により、

「元禄金の位あしきにより諸人服せず、自然と古金を貯へて、世上新元禄金多し、これによって諸色直段高直に成る」(6)

と、品位下落により物価が騰貴したと述べている。しかも当時の人びともこの点をすでに認めているから「追々新金銀出来に付、元禄九九年九月より、古慶長金銀と引替可申、其節は金銀ともに増歩を可遣趣被仰渡、此増歩有之候へ、追々引替ニ可出と存じの外、新金銀位あしき故、自ら古金銀を貯て出さず、是良金なる故なり、尤も一両は新古とも、一両にて引替れば、眼前増歩の徳ありといへども、新金銀位あしき故、古金銀引替に出さず、彼宝鈔にくらべ諭へても、民不レ服、天下金銀を増の益はあれども、民服せざるにより、却て煩ひとなる」(7)という結果になり、いくら名目だけで一両は一両であると為政者が述べても、実質価値のともなわれないものは一両ではなく、人びとはこれに服せず、かえって煩雑になったのであるとして、貨幣の品位について、注意を喚起しているときえいえるようである。そして「元禄七年に銀に歩を入吹改り元字銀と云、此銀又位慶長銀より劣り候ゆゑ、古慶長銀を貴み諸人おしかくし、貯て出さず」(8)というように、グレッシャムの悪貨は良貨を駆逐するという法則が作用していることを明示している。このため幕府は躍起になり、元禄一四年



には、

「 覚

一 銀子錢之売買、遂ニ相對ニ御定之直段より高直に売候由相聞候間、左様之儀堅く仕間敷事  
一 銀子錢之通用不自由に成候、難ニ心得候間、ノ売・買置仕間敷候事

右之趣可ニ相守之、若相背におゐては急度御仕置可ニ申付候、総て何様之訳にて銀子錢払底に成候哉及見  
及聞付次第可ニ訴出候、隠置外より相知れ候はゞ、其所之家主・五人組・名主迄、可レ為ニ曲事者也

辰十二月

下略

〔9〕

の覚を出して敵令するが、直方はこのような命令に対して、

「度々敵令あれども、免角引替無レ之、金銀不融通にて、士民も大きに困究す、依レ之金銀の出入公訴の分  
御裁許無レ之、徳政を行ひ玉はゞ、自然と士民も手広く、金銀融通も宜しかるべきの御沙汰有レ之より、又士  
民貸借の道塞ぎ、諸色高直に相なる、時勢のなす所にして、如何ともなしがたし」  
と批判している。そして続けて、

「全く金銀払底より、民の騒動におよび候に付、又宝永二年に銀を吹せらる。此銀又銅・錫を交、位あし  
く民不レ服、天下銀を増の益はあれども、民弥々是を賤しむ、夫より又諸色の直段高直になり」<sup>(10)</sup>  
と述べて、宝永三年に流通を開始した宝永銀（二ツ宝）の悪鑄により品位をさらに落したので、物価はまた上  
昇したことを示している。

金銀の品位については

「昨日迄賤みたる元禄の金も、右宝永銀、位あしきに対しては、又金の位貴くなり、仍て金相庭も引直し元禄金一兩に、宝永銀六十四五匁より八九匁になり、錢は又益々貴く、一貫文に、宝永銀十四五匁より二十五匁にて、民の騒動推してしるべし」<sup>(11)</sup>

と。金銀の比価から、相場の変動を論じている。したがってここまできれば数量説をとるとしても、品位品位とは両替商どものいうことであるとのみ、一概にいうことはできないことを現わしている。

最後に正徳四年（一七〇七）前述した（五頁参照）白石により、元禄以来悪鑄されていた金銀を、慶長金銀に準じて、新たに新金銀が鑄造され際の、直方の意見を述べてかれの品位を見ることにしたい。かれは、

「元禄年中に金を吹かせられ、其後乾金出てより、慶長金多く隠れて、一向世上に出ざる所に、此度右新金位・掛目とも悉く古慶長金に准じ吹方被<sub>レ</sub>仰付、世上通用仰せ渡され有りてより、何方に隠れしや、右慶長金夥しく出て当時の新金と相並ぶと云。是恐多くも賢王の明智より出て、市民の隠蔵する処の良金銀、再び世に発頭すること、凡智の及ぶ所にあらず、謹て考ふべし。尤も慶長金・元禄金・乾金、口々増歩割合相庭を以て諸色交易これあり候に付、金多品にして、諸人甚だ紛らはしく、不便なりと云ふ、享保年の末は右新金位よき故、民服して自ら古金但元禄金・乾金・二朱の類通用相止む」<sup>(12)</sup>

と。品位のよい正徳金銀の流通により、市民の貨幣に対する態度の安定してきたことを現わしている。そして品位の良し悪しが、いかに重要なものであるかを論じたのである。

- (1) 「三貨図彙」、卷之五（『日本経済大典』第三九卷、一四二頁）
- (2) 同右（同右、一四二—一四三頁）
- (3) 同右、卷之六（同右、一六九頁）
- (4) 同右（同右、一六九—一七〇頁）

- (5) 同右(同右、一七一頁)
- (6) 同右、卷之十(同右、二四四頁)
- (7) 同右(同右、二四六頁)
- (8) 同右(同右、二五四頁)
- (9) 同右(同右、二五五頁)
- (10) 同右(同右、二五九頁)
- (11) 同右(同右、二五九—二六〇頁)
- (12) 同右、卷之十一(同右、二六九—二七〇頁)

### 五、あとがき

江戸時代の貨幣論すなわち数量説にしる、品位説にしても、元禄の改鑄以後の物価高騰という新現象と関連して起ってきた。これは要するに元禄時代になると、かなり貨幣経済が全国的に浸透し、それが直接経済生活と密接な関係を生じてきたことを示していると思う。

元禄の物価騰貴の理由を貨幣数量の増加に求めて、品位などは両替商のいうものであるとして斥けた当時の代表的論者の新井白石・荻生徂徠の説に対して、今日その当時の両替商の直接意見を求めることは困難であつて、時代は降るが両替商である山片蟠桃と草間直方の二人の品位論について述べたのである。この両替商の意見は、元禄時代の貨幣経済下における貨幣の品位の良し悪しはもちろん、それと物価との関係も重大な結果をもたらすものであると論じたということである。

(付記) 江戸時代の三貨については、田谷博吉先生の常日頃からの御教導にあずかるところが非常に多い。先生の学恩に唯々感謝申し上げる次第である。